

郵便はがき

納後金料

郵便

000-000

□□□ □□□ □□□ 0丁目 -0-0

[illegible]

|||||

0000000000000000 01 (2)

【重要】固定価格買取制度にもとづく買取期間満了のお知らせ

中部電力株式会社

担当営業所：中営業所

460-8310 名古屋市中区千代田

$$2 - 1 \quad 2 - 1 \quad 4$$

お問い合わせ先：ネットワークコールセンター

電話 番 号 : 0000-000-000

(受付時間：9時～17時 土日祝日・年末年始を除く)

ご案内は内側にあります。ここからゆっくりとはがしてご覧ください。
なお、雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。

固定価格買取制度にもとづく買取期間満了のお知らせ

平素は、当社の電力事業にご理解ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この度、お客さまの発電設備におきまして、固定価格買取制度にもとづく買取期間が満了を迎えるため、対象の発電設備と買取満了年月日につきまして、お知らせいたします。

■お客さまの発電設備および買取満了年月日【ご契約情報】

お な ま え	□□		
--------------	--	--	--

※上記は本お知らせ発行時点の情報となります。

■お客さまの過去1年間の販売電力量 [kWh]

令和 1年 7月	00	平成31年 1月	00
令和 1年 6月	00	平成30年12月	00
令和 1年 5月	00	平成30年11月	00
平成31年 4月	00	平成30年10月	00
平成31年 3月	00	平成30年 9月	00
平成31年 2月	00	平成30年 8月	00

※ご契約内容の変更等により、一部販売電力量が表示されない場合がございます。

作成日 令和 0 年 0 月 0 日

固定価格買取制度による買取期間満了について

- ・ 固定価格買取制度による買取期間満了後の電力は、以下のような選択肢でご利用いただくことが可能です。
- ①：蓄電池の設置や電気自動車、エコキュートと組み合わせた自家消費の拡大
- ②：小売電気事業者などの電気事業者と個別に契約を締結し、余剰電力を販売
- ・ 上記内容の詳細につきましては、資源エネルギー庁のWebサイト等で紹介されておりますので、ご確認ください。

<資源エネルギー庁Webサイト「どうする?ソーラー」>

URL:https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/
(資源エネルギー庁Webサイトは、「どうする?ソーラー」でご検索ください。)

＜資源エネルギー庁お問合せ窓口＞

0570-057-333

(受付時間：平日9：00～18：00 土日祝日・年末年始除く)



買取満了年月日の翌日以降の販売について

- ・買取満了年月日の翌日以降、中部電力（一般送配電事業者としての中部電力株式会社を指します。以下同じ。）は発電した電力の購入ができません。買取満了年月日の翌日以降も発電した電力の販売を希望される場合は、新たな販売先となる電気事業者へのお申込みが必要となります。
- ・新たな販売先となる電気事業者につきましては、上記の資源エネルギー庁のWebサイトで紹介されておりますので、ご確認ください。

<注意事項>

- ・お申込み手続きに時間を要する場合がございますので、速やかにお申込みいただきますようお願いいたします。
- ・買取満了年月日までにお申込み手続きが完了しない場合は、買取満了年月日の翌日から電力の販売ができな場合がございます。
- ・電気事業者へのお申込みの際には、本書面にてお知らせしておりますご契約情報と「現在の販売先が中部電力であること」を、新たな販売先とする電気事業者へお伝えください。

買取満了年月日の翌日以降の中部電力との契約等について

【発電出力が50kW未満のお客さま】

- ・ 固定価格買取制度にもとづく買取満了年月日の翌日以降も中部電力の系統への連系を継続するため、買取満了年月日の翌日付で、中部電力との間で「発電設備系統連系契約要綱(低圧連系)」にもとづく連系契約を新たに締結させていただきます。
- ・ 「発電設備系統連系契約要綱(低圧連系)」の詳細につきましては、中部電力のWebサイトにてご確認ください。
- URL : https://www.chuden.co.jp/smt/home/shikumi/saiene2/sai_youkou/index.html
- ・ 連系契約の締結にあたり、お客さまにおける手続き等は不要です。また、これにより新たな料金を頂戴することもございません。
- 



<注意事項>

- ・電気設備や運転状況に変更がないことを前提とします。
- ・連系契約の締結により、仮に買取満了の年月日まで新たな販売先となる電気事業者へのお申込み手続きが完了していなかったとしても、中部電力の系統への連系を継続することはできますが、その場合、中部電力は発電した電力の購入（料金のお支払い）はいたしません。
- ・中部電力が必要と判断した場合は、発電した電力が中部電力の系統に流れないための措置を講じていただくことがございます。その場合、中部電力は賠償の責を負いません。
- ・連系契約の締結を望まれないお客さまは、お問い合わせ先までご連絡ください。

【発電出力が50kW以上のお客さま】

- ・新たな販売先となる電気事業者とご契約いただくか、発電した電力が中部電力の系統に流れないための対策を講じていただきます。

[illegible]